

山梨県土地開発公社改革プラン(令和7年3月)の概要

1 山梨県土地開発公社の経緯

- ・バブル経済崩壊後の地価の下落により、経営が悪化し、自主的な再建が困難となった。
- ・平成19年12月に行政改革大綱を策定し、米倉山造成地を簿価で取得の上、補助金により30年間で債務を解消することとした。
- ・平成22年12月に改革プランを策定し、県からの補助金により債務を解消し、平成49(令和19)年度に公社を解散することとした。
- ・平成25年3月、平成29年3月及び令和3年3月に改革プランを改定。
- ・今年度、現行の改革プランの実施期間が終了することから、改革プランの改定を行う。

2 現行の改革プラン(令和3年3月改定)の概要

- (1) 実施期間 令和3年度～令和6年度

(2) 実施方針等

- ①市川三郷工業団地の販売を断念した分譲地は、太陽光発電施設用地として貸付を継続する。
- ②米倉山造成地に係る借入金及び市川三郷工業団地の修復等に係る借入金の処理は、これまでの方針を継続し債務処理を進める。

3 状況の変化

- (1) 山梨ビジネスパークにおける未収金の一部回収について
山梨ビジネスパークにおける売却済み土地については、令和5年7月、土地所有者より抵当権抹消料として未収金の一部を回収。抵当権抹消料については、令和5年度に債務処理に充当。

4 公社の現状(令和6年度末見込)

- ・県が債務保証している借入金合計は56.7億円
借入金の状況

団 地 名	借入金 (億円)
① 米 倉 山	54.5
②市川三郷	2.2
合 計	56.7

- ・公社の手持現金は約2.4億円
- ・今後、未収金回収や土地の賃貸料を除き、大きな収入の見込みはない。

5 改定の方角性

前回の令和3年3月改定時から、新型コロナウイルス感染による社会経済情勢等の変化はあったが、公社の経営に影響を及ぼすには至らなかったため、主要な方針は継続。

6 実施期間・実施方針等

- (1) 実施期間 令和7年度～令和10年度

(2) 実施方針

① 公有地取得事業

新規事業は行わない。

② 土地造成事業

- ・今後も新規事業は行わず、市川三郷工業団地の太陽光発電施設用地は貸付を継続する。
- ・継続事業については、多様な活用策等の可能性について、適時適切に検討を行い、その方向性を見出す。

③ あっせん等事業

新規事業は行わない。

(3) 職員体制

平成25年度までに全プロパー職員が退職したため、引き続きプロパー職員は置かない。

(4) 債務処理

- ・米倉山造成地の債務(54.5億円)及び市川三郷工業団地の債務(2.2億円)については、県からの無利子貸付金と債務処理対策補助金により、引き続き計画的に処理する。
- ・債務処理が完了する令和19年度に公社を解散する。

(5) 改革プランの点検評価

- ・実施状況を毎年度、経営検討委員会に報告し、点検評価を実施する。
- ・計画期間中であっても、公社の経営に重大な影響を及ぼす状況の変化があった場合は、必要に応じプランを改定する。

債務処理のスキーム

